

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

甘楽町は、第1期甘楽町歴史的風致維持向上計画に基づき、町屋地区にある歴史的形成建造物の耐震・保存改修工事のほか、地域に伝承されてきた歴史や文化の情報を発信する場として、楽山園隣接地にふるさと伝習館を整備し、また、周遊ルートの整備や無電柱化の実施などにより、「小幡城下町地区」における歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果として、まちの魅力や景観の向上、まちなみ保存や伝統文化の継承に対する住民の意識の高まりなどの成果が表れてきている。

しかし、歴史的建造物の維持や伝統文化の継承に関わる担い手不足は、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、今後更に深刻になることが予想される。

また、城下町小幡入込客数や楽山園入園者数についても、年々減少傾向にあり、歴史的施設を結ぶ動線や商店不足、観光客（来訪者）に対する回遊性・利便性の確保についても課題が残ったままである。

(1) 歴史的建造物や文化財の保存・活用に関する課題

甘楽町には、歴史的風致を形成する重要な要素である歴史的建造物や文化財が数多く残されている。建造物については、伝統的建造物群保存地区としての調査をしている地域もあるが、それ以外の地域においては調査が十分に行われていない。また、調査を行った地域においても、調査後、時間が経過しているため、保存されている歴史的建造物がある一方、老朽化等の理由により建て替えや取り壊しが進んでいる。このため、歴史的風致を構成する建造物の分布やその建造物の価値が十分に明らかになっていない。

文化財についても、適切な保存管理・活用に係る取組の継続や実施に加え、未指定の文化財を含めた実態把握のための調査が必要であり、調査と併せて、文化財等の防火対策を計画的に実施することが求められる。無形文化財、無形民俗文化財については、価値が高く保存伝承活動を行っているものを町指定としており、各保存団体とも継承のため人材育成を行っているが、少子高齢化等により、継承者の確保が課題となっている。

(2) 歴史的風致の周辺環境に関する課題

甘楽町には、楽山園を中心に雄川堰や歴史的な建造物である養蚕農家群など藩政期の

まちなみや明治中期などの歴史的建造物が存在しており、これらを巡ることで本町の歴史性を感じることができる。

しかし、藩政期からの道路形態をよく残している一方で、歴史的建造物を繋ぐ回遊ルートについては幹線道路をかねているため歩道幅員が十分に広くない。さらに、案内板や解説板、便益施設等についても周遊ルートの整備により、以前よりまちなかにおける観光客の回遊性が向上しているものの、一部の箇所に観光客が集中する状況が続いており、他の歴史的資産への観光客の誘導に課題が残る。



■ 歴史的まちなみの景観を阻害する電線

また、歴史的風致を色濃く残す地区やその周辺において、電線類が景観の大きな阻害要素となっている場所も見られ、景観においても課題が生じている。

楽山園や町屋地区の歴史的建造物周辺では、住宅地の拡大により周辺環境が変化しており、文化財が集積する拠点地区においても、色彩や建築物の高さを規制していないなかで周辺に住宅や工場が拡大したため、歴史的風致や景観を損なっている建造物がある。

さらに、まちなみのなかに住民や来訪者が歴史的風致を感じながら休憩できる施設などが十分に整備されておらず、加えて町内各所に設置されている案内板や説明板の統一性がなく、一部老朽化したものも存在することから、小幡の魅力が「面」として感じにくくなっている。

（3）歴史的風致に対する普及・啓発の課題

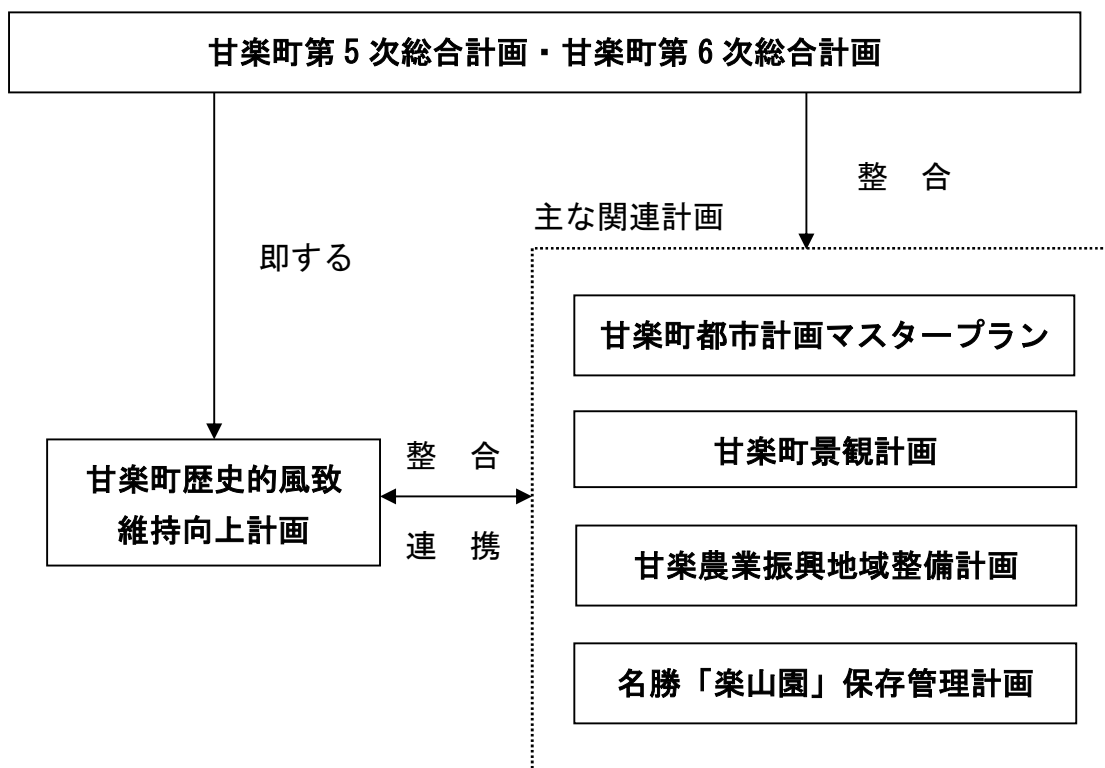
甘楽町の歴史的風致は、固有の資源であるとともに、後世に確実に継承することで、維持され、まちづくりに活かされていく。この活動の主体となるべき住民への歴史や文化、伝統に関する情報は、これまで世代間で自然に伝達されてきたが、核家族化、少子高齢化により、情報を得ることができにくい状況である。

また、第1期の本計画において、情報発信の拠点施設として、ふるさと伝習館を整備するなど、ハード面の整備を優先し進めてきたが、住民への歴史的風致に対する普及・啓発などのソフト事業は積極的に進めることができず、歴史的風致に対する住民の理解には課題が残ったままである。

2 歴史的風致の維持及び向上に関する既存計画との関連性

甘楽町歴史的風致維持向上計画は、上位計画である「甘楽町第5次総合計画」及び「甘楽町第6次総合計画」に即し、「甘楽町都市計画マスタープラン」や、「甘楽町景観計画」、「甘楽農業振興地域整備計画」等の関連計画との整合、連携を図りながら、本町の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示す計画として位置付ける。

また、本計画は歴史まちづくり法第5条の規定に基づく認定計画として、本町の歴史的風致の維持及び向上に関する必要な事項を定め、各種事業の推進に努める。



(1) 上位計画

① 甘楽町第5次総合計画（KANRAプラン・輝き）

平成24年（2012）3月に策定した甘楽町第5次総合計画「KANRAプラン・輝きーキラッとかんら安心のまちー」において“小さな町でも光り輝き、町民が等しく安心して暮らせるまちづくり”をまちづくりの基本理念としている。

基本施策として「地域性豊かで生きがいを持てる文化推進のまち」があり、「本町の文化振興の積極的な推進」「楽山園と周辺地区の景観整備による資源の積極的な活用」「町の財産である文化財の保存・継承・整備」に努めることを定めている。

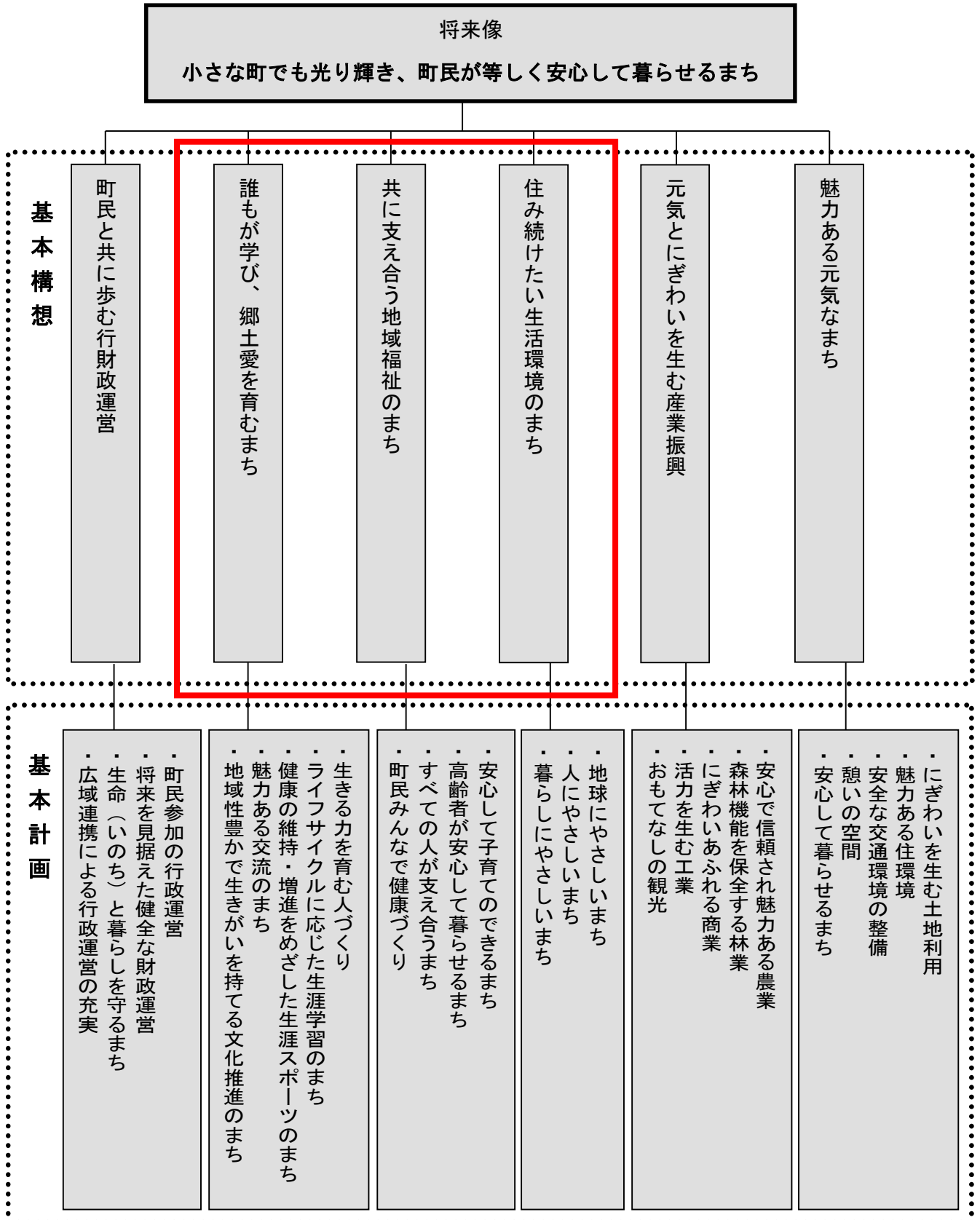
このように、「甘楽町第5次総合計画」の文化推進の具現化のため「甘楽町歴史的風致維持向上計画」により、必要な施策を展開する。

本計画の期間は以下のとおりである。

基準年次	平成22年（2010）
計画初年次	平成24年（2012）
目標年次	令和3年（2021）

甘楽町第5次総合計画（「KANRAプラン・輝き」）

基本構想および基本計画の全体構成



(1) 上位計画

② 甘楽町第6次総合計画（いきいきかんらプラン）

令和4年（2022）3月に策定した甘楽町第6次総合計画「いきいきかんらプラン」ではまちの将来像として描いた「しあわせホームタウン甘楽」の実現に向け、“一人一人が生き生きと幸せに暮らしていけるまちづくり”を目指している。

基本構想の一つとして「豊かな心と自分らしさを育むまち」があり、誰もがまちの歴史文化に興味を持ち豊かな感性と郷土愛を育み、生涯を通じて学習や文化活動に取り組むことで、その知識や技能を生かし充実した日々を過ごすことのできるまちづくりを推進していく。

構想に基づく基本施策として、文化遺産・歴史的建造物の保全修復や、その周辺環境の整備推進、町の歴史や文化財の魅力を情報発信することで、賑わいの創出の活用をしていくことを計画している。

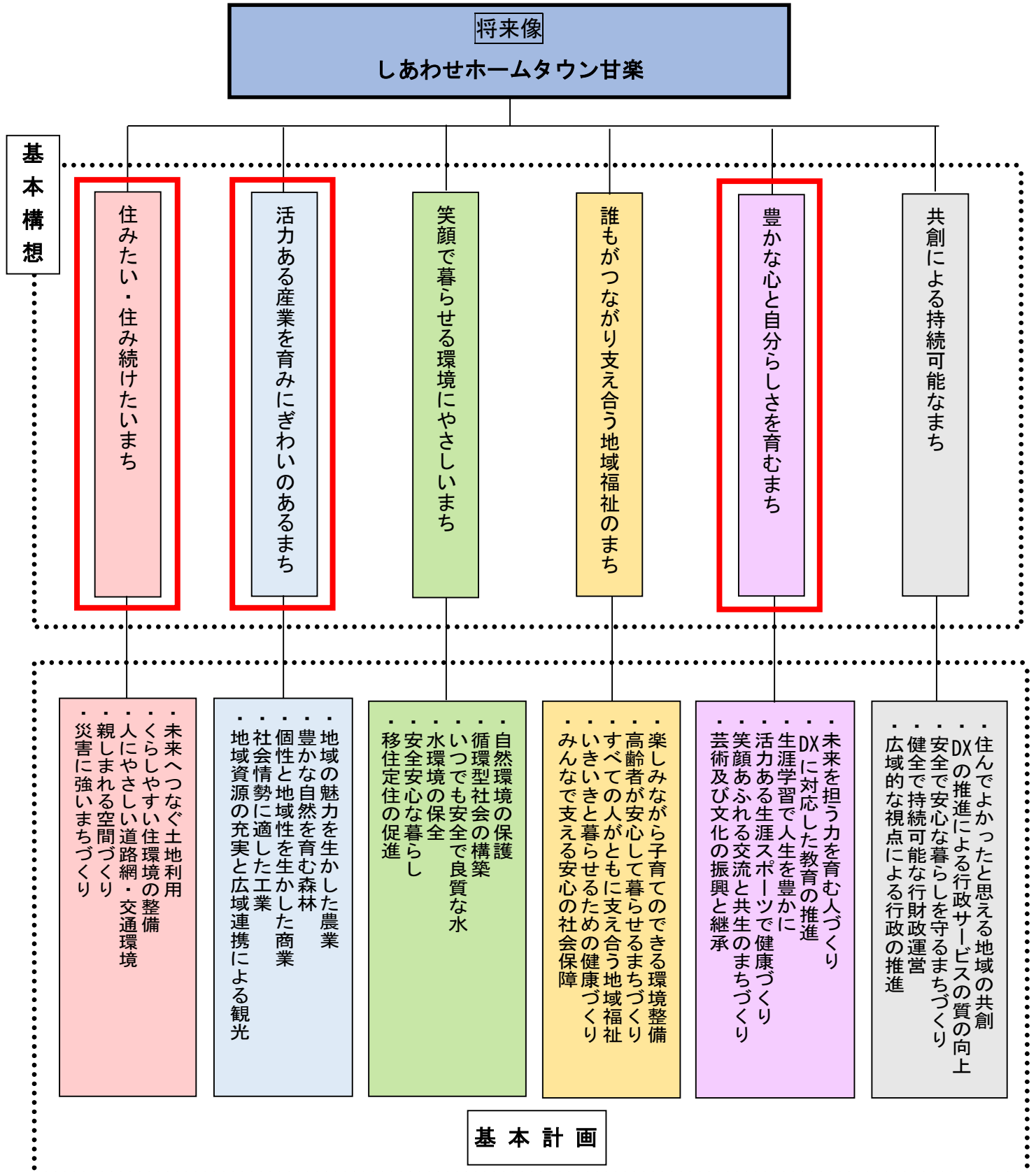
「甘楽町第6次総合計画」における歴史文化の保護・活用の具現化のため、「甘楽町歴史的風致維持向上計画」により、必要な施策を展開する。

本計画の期間は以下のとおりである。

基準年次	令和2年（2020）
計画初年次	令和4年（2022）
目標年次	令和13年（2031）

(甘楽町第6次総合計画 (いきいきかんらプラン))

基本構想および基本計画の全体構成



2) 関連計画

① 甘楽町都市計画マスタープラン

甘楽町では、町域の約半分の面積である 2,958ha を都市計画法に基づく都市計画区域に定めている。

平成 21 年（2009）3 月に甘楽町都市計画マスタープランを策定し、都市づくりの目標として、歴史、文化を生かした交流都市を掲げ、城下町の面影を残す小幡のまちなみや多くの歴史的文化資源を良好に保全・継承を図ることとしている。

景観形成に関わる都市計画の方針として、小幡地区を歴史的風致の維持向上を図る区域としている。特に歴史的建造物の集積する地区においては、伝統的建造物群保存地区の都市計画決定や都市計画道路の見直し等について推進し、歴史的景観を活かした景観形成を位置づけている。

都市づくりの目標

- 1 自然を生かした元気な都市づくり
- 2 歴史文化を生かした交流都市
- 3 すべての人が等しく安全に暮らせる都市づくり
- 4 協働により誇りと愛着を持ってすみ続けられる都市づくり
- 5 賑わいのある都市づくり

② 甘楽町景観計画

平成元年（1989）9 月に「甘楽町ふるさと景観をまもり、そだて、つくる条例」を制定し都市景観の形成につとめてきた。また、平成 22 年（2010）9 月には景観行政団体に移行し、平成 23 年（2011）3 月に甘楽町景観計画を策定し、町内全域を景観法に基づく景観計画区域に定めている。

本景観計画で設定した「五感で感じるまちの歴史・文化的佇まいを大切にする」という基本姿勢のもと景観行政に取り組んでいる。

景観形成の基本方針

- 1 上毛三山や浅間山、名勝楽山園の借景となっている山並み等への眺望を守る
- 2 山林や段丘崖の緑、河川の自然を大切にする
- 3 段丘上に広がる伸びやかでまとまりある農地景観を守る
- 4 町の成り立ちや地域の記憶を表す歴史的・文化的な町並み・集落景観を守る

5 雄川堰の水路ネットワークを活かす

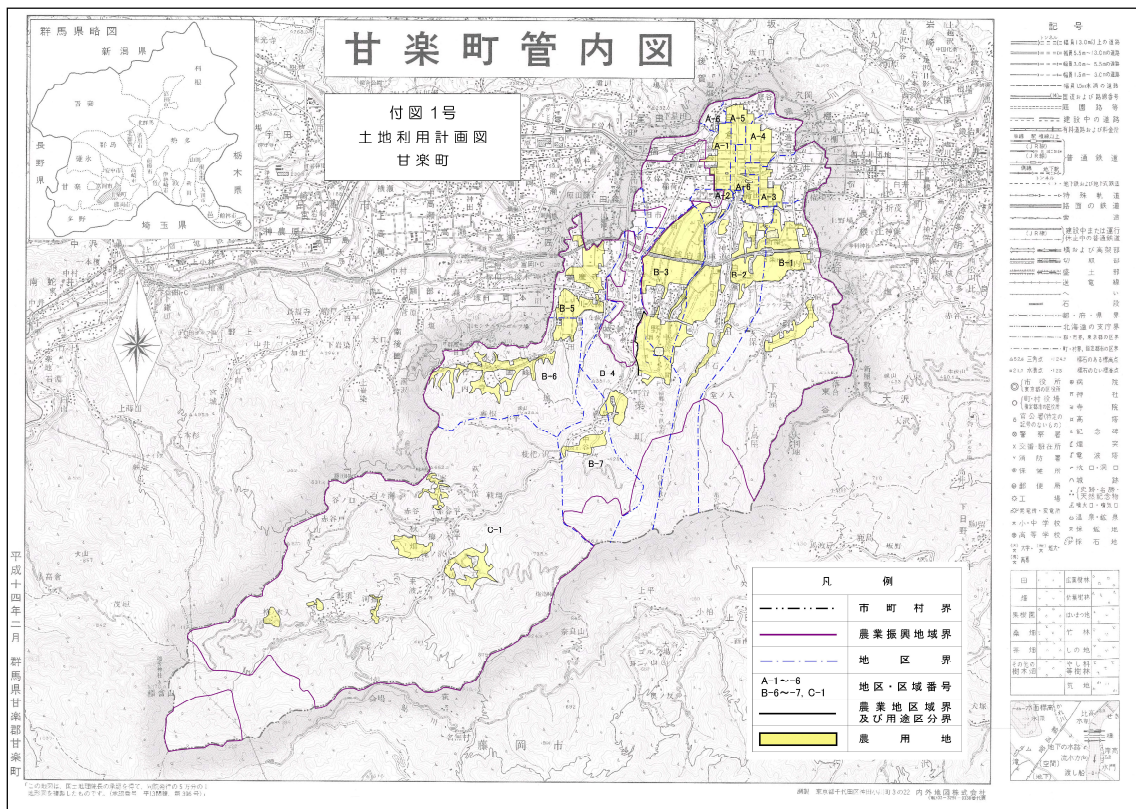
6 まちのイメージを大きく規定する駅前や主要道路沿いの良好な景観を形成する

③ 甘楽農業振興地域整備計画

甘楽農業振興整備計画は、昭和45年(1970)度に農業振興地域の指定を受け、農地の保全や農業の健全な発展に資することを目的に昭和46年(1971)度に策定された。

「第1農用地利用計画」では、土地利用について、保全と開発との調和、恵まれた自然との関係に配慮しながら無秩序な開発を抑制し、優良な農用地の確保を進めることとしている。

「第3農用地等の保全計画」では、農業者の高齢化及び農業後継者不足から、農家人口の減少と耕作放棄地の増加が予想されるため、農地の有効活用を目指し、大規模農家や認定農業者等への農地の集積・集約化、畜産農家の飼料作物作付け拡大等、荒廃農地解消事業を効果的に実施することとしている。また、遊休農地に対し、抜根整地を行い比較的取り組みやすい果樹・花木を導入することで、女性・高齢農業者でも栽培可能な品目な定着拡大を図り、農用地の保全を行うこととしている。



④ 名勝「楽山園」保存管理計画

楽山園は平成 27 年(2015)3 月に策定された名勝「楽山園」保存管理計画に基づき、適切な保存・管理が行われている。

本計画の全体目標として、名勝としての価値を損なうことのないよう、楽山園とその周辺からなる空間的・景観的な調和を保つこと、庭園の美しさや楽しみ方を多くの来訪者に実感してもらうことなどにより、本町のシンボルとしての楽山園のさらなる浸透を目指していくものとしている。

名勝庭園としての総合的な価値を守り伝える視点、あるいは本町の貴重な財産・シンボルとしての位置づけのもと、さらなる活用を促進させるという視点をもって、保存管理の基本方針を以下のとおり定めている。

- 1 楽山園を構成する諸要素の適切な維持管理な実行
- 2 庭園管理に関わる情報管理（管理作業の記録、定期的な観察指標の設定）
- 3 追加指定による陣屋跡全体の保存
- 4 周辺環境の保全と整備
- 5 公開活用の機会の充実
- 6 運営管理体制の充実（専門家の指導体制、管理の人材育成、住民参加）

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

甘楽町では、楽山園などを中心に歴史的建造物や人々により営まれてきた伝統行事・伝統産業などの歴史的資源がいくつもの世代にわたり育まれてきた。

今後も、これら先人から受け継いだ歴史的・文化的資産の保全に努めるとともに、積極的な活用を図り、住民が誇りにできるまち、また、来訪者にとっても魅力あるまちにするため、歴史的風致を後世に継承するまちづくりを進めることとし、歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を以下のとおり定める。

（1）歴史的建造物や文化財の保存・活用の推進

国指定の名勝「楽山園」は、保存管理計画が策定されているため、引き続き、計画に沿った保存・管理を進めていくとともに、入園者数の回復を図るため、園内の施設整備

を充実させていく。

それ以外の文化財においても、引き続き適切な保存管理を行うため、文化財保護法、群馬県文化財保護条例、甘楽町文化財保護条例に基づき文化財の保存・活用に関する総合的な計画の作成を進めていくとともに、文化財の保存・展示施設の機能充実を図る。

指定文化財において、復元にあたっては、甘楽町文化財調査委員会に外部の有識者を加えた組織に諮問を行い、史実に基づいた復元を行うこととする。個人が実施する修理・修復については、町としての技術的指導や各種支援措置を講じ、文化財の保存・活用を図る。

埋蔵文化財については、埋蔵文化財及び古文書等の文献史料の全数調査を把握するための調査を実施し、必要なものについては周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱うものとする。また、試掘・確認調査で確認された保存状態に基づき、群馬県教育委員会文化財保護課の指導・助言を仰ぎ適切な調査を実施することとする。

未指定の文化財については、分野別に調査・研究を行って実態の把握に努めるとともに、調査・研究によって得られた知見に基づいた価値付けを行い、町指定の文化財として指定する方針をたてるものとする。

歴史的建造物については、まちなみ調査を実施し、個別に保存整備計画を作成し、計画に基づいた保存修理・耐震改修を実施することにより、保存・活用を図っていく。また、歴史的風致形成建造物への指定を推進していくとともに、未指定文化財同様、必要に応じて文化財への指定も検討していく。

また、文化財や歴史的建造物を適切に保存していくなかで、重要視されることが防災対策である。甘楽町防災計画や総合計画を基本に、防災体制を整え、簡単に操作できる公設消火栓や放水銃等を計画的に設置するとともに、行政や消防団、地域住民が連携し、文化財等の防火啓発活動を定期的実施していくこととする。

無形文化財、無形民俗文化財については、少子高齢化等により、継承者の確保が課題となっているため、伝承文化の継承や再興についてのプログラムを実施し、継承者のない文化財の価値を明らかにするとともに、民俗芸能を積極的に公開、情報発信する場を設けるための支援を行う。多くの住民の目に触れることで、その価値が普及されるとともに、保存団体に自分たちの地域で伝えてきた民俗芸能に対する誇りを喚起してもらうことにより、後継者の確保と支援者の拡大を図る。

(2) 歴史的風致の周辺環境の整備促進

歴史的風致や文化財を色濃く残す地区やその周辺においては、良好な環境の保全と活用を図るため、歴史性に十分配慮した街路整備、電線類の移設、雄川堰の開渠化、公園整備、修景整備等の施設整備を実施し、歴史的資源を繋ぐネットワークの形成に努めていく。

また、甘楽町の観光シンボルである桜並木の保存整備や、景観の阻害要因となる建築物や広告物等に対して、景観条例を基に適切な規制誘導等を行うなど、歴史的景観の維持向上を目的とした周辺環境整備を推進する。

さらに、歴史的風致を形成する建造物をつなぐ回遊ルート上に休憩施設を整備し、情報板・案内板の充実を図ることで、来訪者や住民に分かりやすく散策できる環境の整備を進め、回遊性の向上に努めるものとする。

(3) 歴史的風致に対する普及・啓発の促進

継承すべき歴史的風致について、住民の理解促進を図り、地域の歴史的風致の啓発に努めていく。「甘楽町の文化財」などの啓発的な冊子の頒布や、文化財の発掘・建造物の復元工事現場の一般公開などを通して住民への周知を図っているが、今後は従来行っていなかった啓発方法を模索し、ネットや SNS 等の媒体を活用しながら情報発信を進めていくこととする。

住民の歴史的風致への理解を深めるために、歴史まちづくりに関する講習会を定期的
に開催し、歴史まちづくりに対する住民一人一人の意識向上を図っていくこととする。
また、希薄化する自治機能を高めるために、地域コミュニティの組織づくりを支援し、
地域住民と協力しながら、歴史的風致を維持向上していく体制づくりを進めていく。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致維持向上計画推進会議及び歴史的風致維持向上計画推進プロジェクトチームと各事業者（県、町、民間事業者、学校等）との連携を図りながら適切に計画を推進するものとする。

また、計画掲載事業の進捗状況の確認、評価を行い、定期的に甘楽町歴史的風致維持向上計画推進協議会、甘楽町文化財調査委員会に対する報告、意見の聴取等を実施することで計画の実効性を高めるとともに、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(1) 文化財等の所有者又は管理者等及び住民の役割

歴史的風致の維持及び向上に関して、文化財等の所有者又は管理者等は、自らが所有する文化財等が、本町の歴史的風致を構成する重要な要因であることを認識し、その適切な保存及び管理並びに維持に努めるとともに、意識啓発のため一般公開等の積極的な活用に努める。

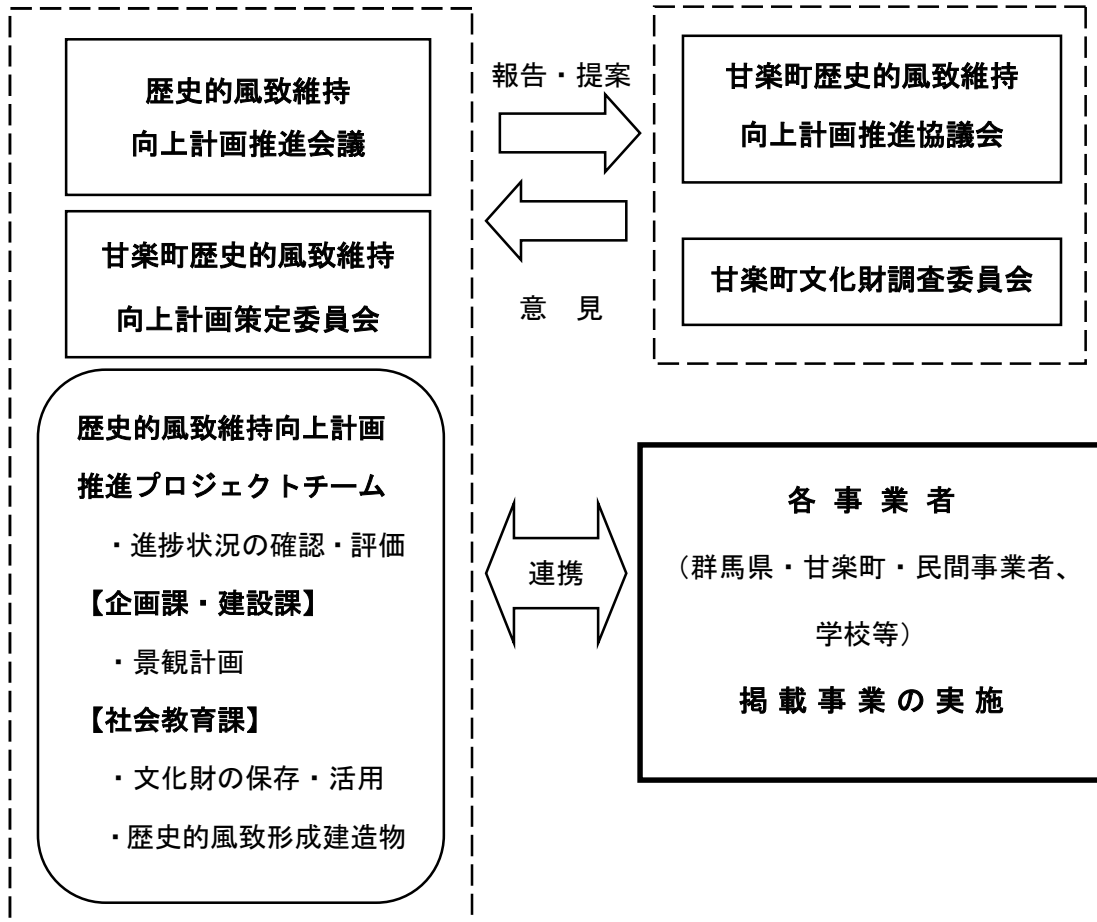
また、住民自らがNPOや歴史的風致の維持及び向上を図る関係各種団体などが実施する様々な活動に積極的、主体的に参加することに努めるとともに、甘楽町の歴史的風致について深く理解し、その維持及び向上のための施策展開への理解、協力を努める。

(2) 甘楽町の役割

甘楽町の歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史遺産を核としたまちづくりを念頭に、それぞれの資産の歴史的特性に基づく復元整備、まちなみや沿道の修景事業等を推進するとともに伝統技術や民俗芸能等を継承・振興させるため、後継者の育成事業等を実施・支援することにより歴史的風致の維持及び向上に努める。

施策の実施や評価の段階において、情報の提供及び公開を促進し、住民や事業者等と情報を共有し、様々なニーズの把握に努める。また、歴史的風致の維持及び向上に関して、庁内組織での連携はもとより多くの住民や民間事業者等の参画を促しその活動を積極的に行う人材の育成に努める。さらに、歴史的風致の維持及び向上に関して、各種啓発事業を積極的に展開しながら、歴史文化アイデンティティの醸成に努め、住民・事業者等と行政の協働により歴史的風致の維持及び向上を実現する。

歴史的風致維持向上計画推進・実施体制図



甘楽町の庁内推進体制

